○財務省告示第三百六十四号

出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件（平成二十七年十二月財務省告示第四百号）の一部を次のように改正し、平成二十九年一月一日から適用する。

平成二十八年十二月二十二日

財務大臣　麻生　太郎

百三十二の次に次のように加える。

百三十三	モーリシャス通貨　一〇〇モーリシャス・ルピーにつき本邦通貨三四七円
百三十四	アルバニア通貨　一〇〇レクにつき本邦通貨九九円
百三十五	マケドニア旧ユーゴスラビア共和国通貨　一〇〇デナルにつき本邦通貨二二二円

○厚生労働省告示第四百三十号

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第九十五条の六の規定に基づき、労働安全衛生規則第九十五条の六の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等（平成十八年厚生労働省告示第二十五号）の一部を次のように改正し、平成二十九年一月一日から適用する。ただし、この告示の適用の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

平成二十八年十二月二十二日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第一条の表百九十五の項から二百十四の項までを削り、同表に次のように加える。

二百三十三	アクロレイン	一パーセント未満
二百三十四	N―イソプロピル―N′―フェニルベンゼン―一・四―ジアミン	○・一パーセント未満
二百三十五	塩化水素	○・一パーセント未満
二百三十六	ジチオりん酸O・O―ジエチル―S―（二―エチルチオエチル）（別名ジスルホトン）	○・一パーセント未満
二百三十七	硝酸	一パーセント未満
二百三十八	弗化水素	○・一パーセント未満
二百三十九	硫酸	一パーセント未満

第二条の表平成二十七年一月一日から同年十二月三十一日までの間の項を削り、同表に次のように加える。

平成二十九年一月一日から同年十二月三十一日までの間	前条の表の中欄に掲げる物（二百三十三の項から二百三十九の項までのものに限る。）
平成三十年一月一日から同年三月三十一日までの間	

○財務省告示第三百六十五号

関税定率法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十六号）の一部の施行に伴い、中華人民共和国産高重合度ポリエチレンテレフタレートに係る関税定率法第八条第五項に規定する調査開始の件（平成二十八年九月財務省告示第二百八十七号）の一部を次のように改正し、平成二十九年一月一日から適用する。

平成二十八年十二月二十二日

財務大臣　麻生　太郎

二の㈡中「第三九〇七・六〇号」を「第三九〇七・六一号」に、「のうち、粘度」を「（固有粘度数）に、「もの」を「ポリエチレンテレフタレートに相当する。）」に改める。

○農林水産省告示第二千五百五十五号

中央卸売市場において卸売の業務を行っている者の名称の変更があったので、卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第五十三条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年十二月二十二日

農林水産大臣　山本　有二

卸売の業務を行っている者の名称　新名称　セントライ青果株式会社

旧名称　株式会社丸市青果

卸売の業務を行っている市場　名古屋市中央卸売市場北部市場

取扱品目の部類　青果部

変更年月日　平成二十八年十月一日

○農林水産省告示第二千五百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十二月二十二日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　宮崎県西臼杵郡日之影町大字見立字森より北二〇二七の一、二〇三一の一、二〇三一の二

二　指定の目的　水源の涵養

三　㈠　指定施業要件

立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十二月二十二日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　宮崎県宮崎市高岡町五町字須ノ谷一五四二・一五五八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一五四三、一五四四、一五四五の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　㈠　指定施業要件

立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字須ノ谷一五四一の二・一五四二・一五四四・一五四五の三・一五五八（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、一五四三

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び宮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十二月二十二日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　宮崎県宮崎市田野町字上ノ原乙二七五四の一（次の図に示す部分に限る。）、乙二七四七、乙二七五二、乙二七五四の三、乙二七五九の四

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　㈠　指定施業要件

立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字上ノ原乙二七四七・乙二七五四の二・乙二七五四の三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、乙二七五二

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。